

第4次筑前町男女共同参画プラン

ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町

令和3年3月

筑 前 町

はじめに

『ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町』を目指して

筑前町では、平成 18 年に制定した筑前町男女共同参画推進条例に基づき、同年、「筑前町男女共同参画プラン」を策定し、全ての町民が対等なパートナーシップのもと、自分らしく生き生きと暮らすことができる筑前町を目指し、男女共同参画の推進を進めてまいりました。



今年度、第 4 次筑前町男女共同参画プランを策定し、令和 3 年度から 5 年間、①男女共同参画の意識の向上、②政策方針決定の場への女性の参画促進を重点課題として施策を展開いたします。

筑前町の各種審議会や委員会等への女性登用率は、令和 2 年度現在 40.8%となり、目標を達成し、県内 60 市町村中 5 位と、例年高位置を維持しています。さらに政策決定の場への女性参画が向上するよう、取組を進めてまいります。

コロナ過により生活様式が一変し、また、雇止め等、特に女性の雇用に大きく影響を及ぼしています。女性活躍推進の拠点である筑前町男女共同参画センター「リブラ」においては、さらに就業支援セミナーやスキルアップセミナーの開催や就労相談の充実を図り、関係機関と連携しながら就労支援体制の整備を行います。

また、昨年実施しました男女共同参画住民意識調査によりますと、共働き世帯が増加し続けています。固定的性別役割分担意識には変化が見られますが、依然として家事や介護における女性の負担割合は高く、地域や家庭、社会慣習等あらゆる場面において、解決しなければならない課題は山積しています。人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等が両立できる環境の整備に取り組む必要があります。

今年 1 月末には、町の人口が 3 万人に達しました。今後も、ともに支えあい笑顔あふれる筑前町を目指し、自分らしく生き生きとした生活が送れますよう、皆様と力をあわせて取り組んでまいりたいと思いますので、町民の皆様、事業者等の皆様のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました筑前町男女共同参画推進審議会委員の皆様、住民意識調査にご協力いただいた町民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

筑前町長 **田頭 喜久己**

目 次

第1章 プランの概要

1	プラン策定の背景	1
(1)	世界の取組	1
(2)	国の取組	1
(3)	県の取組	2
2	筑前町の取組	3
3	住民意識調査等からみた現状と課題	4
(1)	人口等の状況	4
(2)	住民意識調査の結果	6

第2章 プランの基本的考え方

1	プランの趣旨と位置付け	11
(1)	プランの趣旨	11
(2)	プランの位置付け	11
2	プランの期間	12
3	筑前町の目指す将来像と基本目標	12
(1)	将来像	12
(2)	基本目標	13
4	プランの体系	16
5	第4次プランとSDGsとの関連性	17

第3章 重点的な取組と成果指標

1	重点的な取組	19
2	成果指標	20

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

主要課題1	男女共同参画社会づくりのための意識改革	21
基本施策1	男女共同参画を進めるための広報、啓発活動	22
基本施策2	家庭、地域における意識啓発	22
基本施策3	男女共同参画に関する国際理解及び交流の推進	22
主要課題2	男女平等教育の推進	24
基本施策1	学校等における男女平等教育の推進	24
基本施策2	教職員、社会教育指導者等への意識啓発	24

基本目標Ⅱ	男女がともに支えあうまちづくり	27
主要課題 1	地域の中での男女共同参画の推進	27
基本施策 1	地域社会活動への男女共同参画の促進	27
基本施策 2	地域活動団体等の育成、支援	28
基本施策 3	地域防災における男女共同参画の推進	28
主要課題 2	政策方針決定の場への女性の参画促進	30
基本施策 1	女性リーダー等の人材育成	30
基本施策 2	各種審議会等への女性参画の推進	30
基本目標Ⅲ	男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり	32
主要課題 1	多様な生き方を支援する環境づくり	32
基本施策 1	子育て、介護と就労との両立支援	32
基本施策 2	ひとり親家庭への支援	33
主要課題 2	男女がともに能力を発揮できる就労環境づくり	35
基本施策 1	農業、商工自営業等の労働環境改善の促進	36
基本施策 2	事業者等への啓発と制度の定着促進	37
基本施策 3	就業能力開発、再就職支援	37
基本目標Ⅳ	男女がともに豊かで安心できるくらしづくり	39
主要課題 1	あらゆる暴力の排除と被害者の保護	39
基本施策 1	DV被害者支援体制の整備	39
基本施策 2	DV防止等、あらゆる暴力防止に向けての啓発	40
基本施策 3	学校・職場・地域でのハラスメント防止	40
主要課題 2	男女の生涯を通じた心身の健康支援	42
基本施策 1	生涯を通じた健康支援	42
基本施策 2	母性の保護と母子保健対策の推進	43
主要課題 3	高齢者・障がい者等が充実した生活を送るための支援	44
基本施策 1	高齢者・障がい者等配慮を必要とする人と支える人への支援	44
基本施策 2	高齢者・障がい者等の社会参画への促進	45
	男女共同参画プランの推進	46
関連資料		49
1	筑前町男女共同参画推進条例	49
2	筑前町男女共同参画推進審議会委員名簿	53
3	第4次筑前町男女共同参画プラン策定の経過	54
4	諮問書	55

5	答申書	56
6	関連法	57
	（1）男女共同参画社会基本法	57
	（2）女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	60
	（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	63
	（4）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	68
7	用語の解説	73

*本文中(※)がついている言葉は、巻末の「用語の解説」で説明しています。



「食の都ちくぜん」マスコットキャラクター“ちくちゃん”

第1章

プランの概要

第1章 プランの概要

1 プラン策定の背景

(1) 世界の取組

国際連合は、昭和50年(1975年)に国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催し、翌年から10年間を「国連婦人の10年」と定め、昭和54年(1979年)の第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という)では、法や社会制度のみならず慣習においても固定的な性別役割分担意識^(※)を払拭することが性差別撤廃につながるとし、その理念は、国際的な男女共同参画推進の基盤となっています。

平成7年(1995年)到北京で開催された第4回世界女性会議で「行動綱領^(※)」が採択され、21世紀に向けて世界の女性の地位向上と能力開発を目指す国際的な指針となっています。平成22年(2010年)には、国連総会決議に基づき「ジェンダー^(※)平等と女性のエンパワーメント^(※)のための国連機関(UN Women^(※))」が発足しました。

平成27年(2015年)には、SDGs^(※)(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))が国連サミットで採択され、17の目標のうち目標5では「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。これらの目標を目指し、各国での具体的な取組が進められています。また、令和元年(2019年)にUN Womenでは、「2020年北京宣言と行動綱領25周年記念(北京+25)」として、国際的なキャンペーンに取り組んでいます。

(2) 国の取組

我が国においては、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関連法令が整備され、昭和61年(1986年)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律^(※)」(以下「男女雇用機会均等法」という)が施行されました。平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法^(※)」が公布・施行され、同法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)は、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けての推進体制が強化されました。また、同年には配偶者からの暴力(以下「DV^(※)」という)防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^(※)」(以下「DV防止法」という)が施行されて改正を重ね、女性への暴力根絶のために施策の実効性を高めてきました。

また、平成19年(2007年)に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス^(※))憲章」が策定され、平成27年(2015年)に「女性の職業生活における活躍の

推進に関する法律^(※)」(以下「女性活躍推進法」という)が施行、平成30年(2018年)に「働き方改革関連法」が成立し、労働時間法制の見直しなどが行われており、男性も女性もともに仕事とそれ以外の活動に参画できる生活の実現を目指すための法整備が行われてきました。

平成30年(2018年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^(※)」(以下、候補者男女均等法という)が施行されるなど、女性の方針決定の場への参画も進められました。平成27年(2015年)の「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍がうたわれ、多様な分野での施策が示されました。

しかしながら、平成28年(2016年)には、女子差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女子差別撤廃委員会(CEDAW)から、日本に対して、家族と社会における固定的性別役割分担意識の根深さを指摘され、令和元年(2019年)12月に世界経済フォーラムが発表した男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)^(※)」は153か国中121位と低い位置にとどまり、国際社会においては、ジェンダー平等の推進では遅れをとっている状況にあります。

そのため、令和2年(2020年)12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」(以下、「第5次基本計画」という)では、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会などが連携して一層の取組を進めること、また、SDGsについても目標5を含めて達成を目指し、国際的な取組の推進に貢献することが定められました。

(3) 県の取組

男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第9条にのっとり、福岡県では、平成13年(2001年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。平成23年(2013年)、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、被害者の総合的な支援が1か所で対応できるようになりました。

平成27年(2015年)に「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定され、同年「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」も策定され、デートDV^(※)防止のための啓発が進められてきました。さらに、平成31年(2019年)には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例^(※)」(以下、県性暴力根絶条例)が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が進められています。

また、福岡県の審議会等における女性委員の割合は、平成22年(2010年)から8年連続で40%以上を維持しており、政策決定の場への女性の参画について数値目標を達成しています。

令和2年(2020年)には、「第5次福岡県男女共同参画計画」の策定に向け、審議が重ねられているところです。

2 筑前町の取組

筑前町においては、平成17年(2005年)に「筑前町男女共同参画推進審議会」を設置し、平成18年(2006年)、「筑前町男女共同参画推進条例」(以下、筑前町条例という)が制定され、同年に「第1次筑前町男女共同参画プラン」(以下、第1次筑前町プランという)を策定しました。第1次筑前町プランの推進体制として、町長を本部長とする「男女共同参画推進本部」及び関係各課代表による「男女共同参画推進担当者会」を設置し、事務局を企画課コミュニティ・男女共同参画係に置き、各課と連携を図りながら全庁的な取組を進めてきました。

また、筑前町条例第17条により、男女共同参画苦情処理委員を設置し、苦情等申出の処理体制を整えました。さらに、条例に定めた事業主の責務として、平成20年(2008年)から、指名競争入札参加資格審査申請事業者には男女共同参画推進状況の報告を求めています。

平成20年(2008年)には、「あさくら女性ホットライン^(※)」を設置し、DV等女性に対する暴力に対応する相談窓口を充実しました。また、庁内の相談体制を充実し、職員への研修を行う等DVやハラスメントに対する理解を深めて、被害者への迅速で適切な支援に努めています。

平成24年(2012年)、「筑前町女性センター」は「男女共同参画センター『リブラ』」と名称を変更し、男女共同参画についての理解促進や女性リーダー育成に向けてのセミナーや研修、また、就業に必要な能力開発や再就職支援、起業支援に向けた各種講座の開催等、筑前町の男女共同参画推進の拠点として機能充実に努めています。

平成18年(2006年)には筑前町男女共同参画地域づくり実行委員会の結成により、身近な題材をテーマにした寸劇を作成し、男女共同参画講演会やリブラフェスタ、高齢者を対象にした講座等で上演し、住民への親しみやすい意識啓発に取り組んできました。また、町が主催する講演会等には、子育て中の町民も参加しやすいように託児を行う等、多くの町民が参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。

筑前町において政策・方針決定の場へ女性の参画を推進するため、各種審議会等委員に占める女性の割合を40.0%以上となるよう目標値を定めて全庁で取組を進めてきました。第3次筑前町男女共同参画プランにおいても、令和2年度までに40%以上となるよう目標値を定めていますが、令和2年(2020年)4月の審議会等委員における女性の割合は40.8%となり、目標を達成しています。

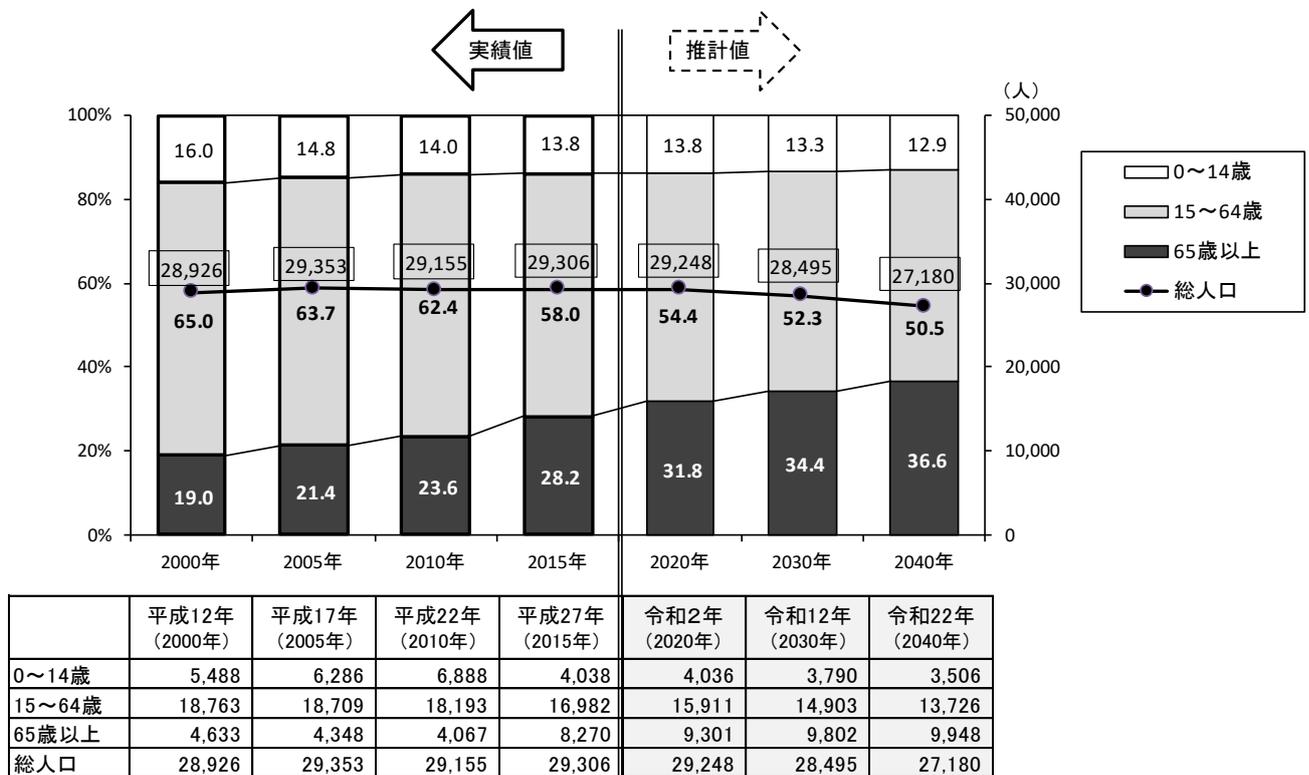
3

住民意識調査等からみた現状と課題

(1) 人口等の状況

①人口の推移

筑前町の人口は、平成17年（2005年）以降29,000人台で推移し、65歳以上の割合が増加傾向にあります。平成27年（2015年）には総人口は微増となりましたが、今後の人口推計値では令和22年（2040年）には65歳以上の高齢者が3割を超え、15～64歳が約5割まで減少、0～14歳の割合も減少すると予測され、少子高齢化が進むと見込まれています。しかしながら、令和2年2月の住民基本台帳による人口は30,041人に達しており、第2次筑前町総合計画人口予測推計値を上回っています。人口増の要因である若い世代の転入が続けば、少子高齢化社会の中で、活力ある筑前町となることが期待されます。



資料：各年国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）

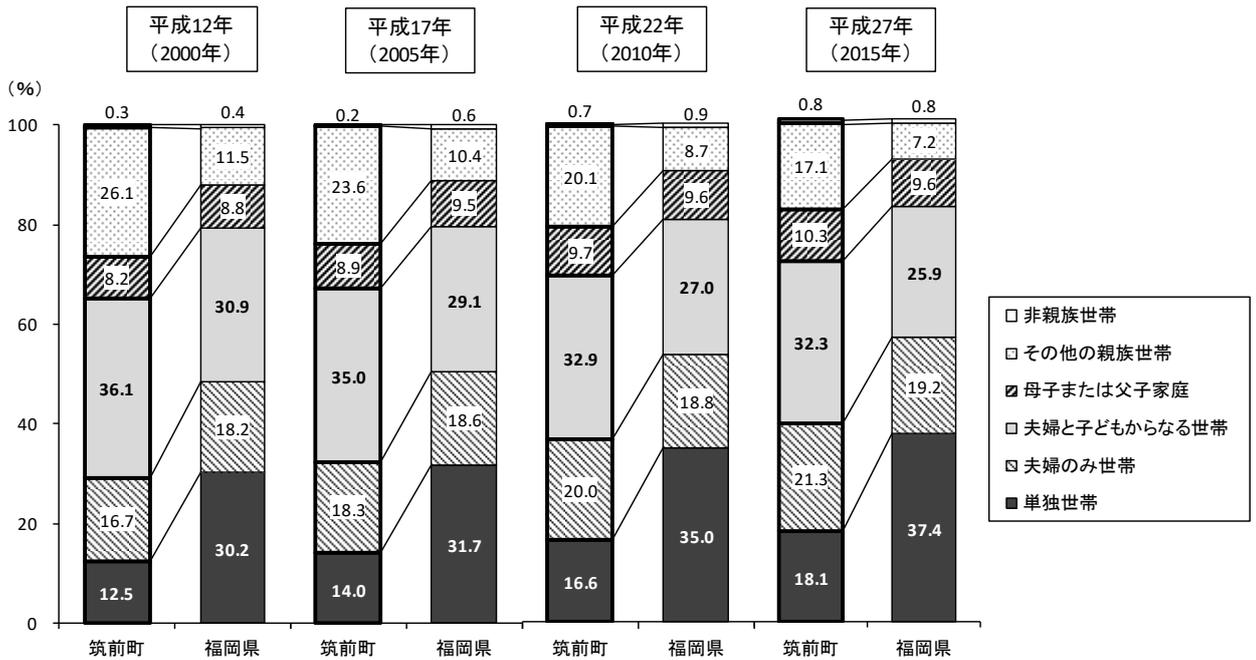
2020～2040年は、第2次筑前町総合計画推計人口予測より

注：グラフ内の数値は、百分比の小数点以下2位で四捨五入しているため、比率の合計は100%にならない場合がある。（以下同じ）

②家族類型別一般世帯数の推移

家族類型の一般世帯数の推移をみると3世代世帯等の「その他の親族世帯」は減少傾向にあり、反対に「単独世帯」「夫婦のみの世帯」は増加傾向にあります。また「母子または父子家庭」もやや増加傾向にあります。

また、福岡県と比べると「単独世帯」の割合が低く、「夫婦と子どもからなる世帯」や「その他の親族世帯」が多くなっています。

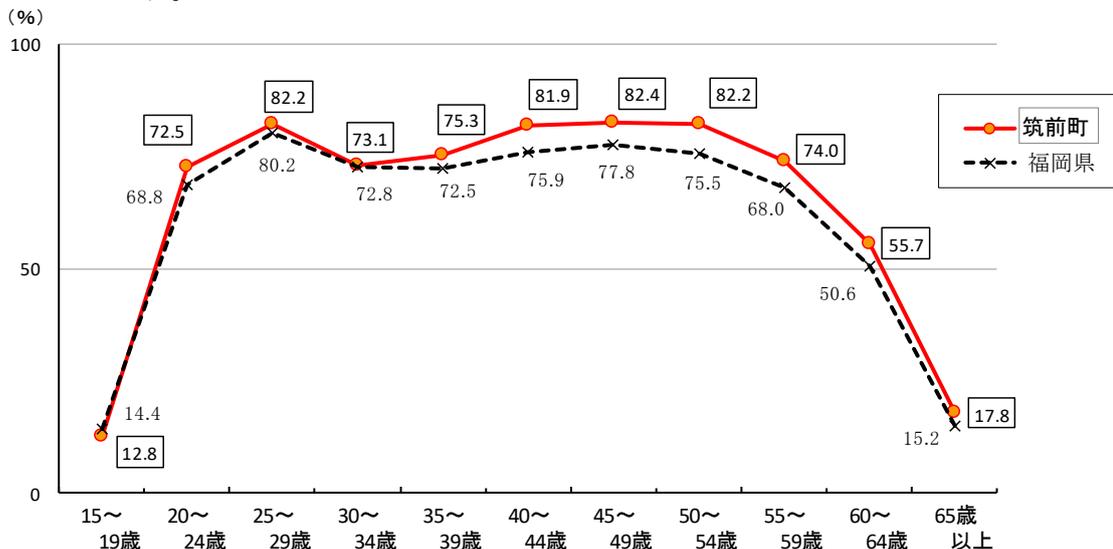


資料：各年国勢調査

(※)一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。
 ●親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
 なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員等)がいる場合もここに含まれます。
 ●非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
 ●単身世帯：世帯人員が1人の世帯。
 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

③女性の就業率

筑前町の女性の年齢別労働力率は、25～29歳は82.2%ですが、30～34歳になると73.1%まで下がり、その後35～39歳では75.3%と増加に転じ45～49歳では82.4%になります。結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したら就業をするM字型^(※)の傾向が筑前町でもみられます。福岡県と比べると、30～34歳は同程度ですが、35歳以上の労働力率は県よりも高く、M字型の傾向が顕著となっています。



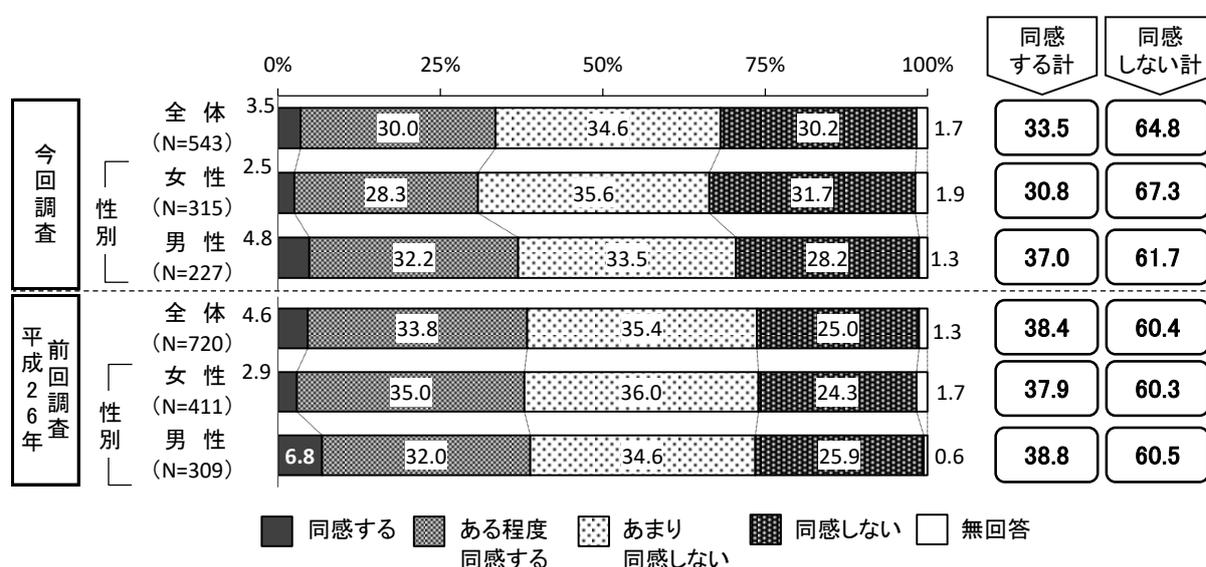
資料：平成27年(2015年)国勢調査

(2) 住民意識調査の結果

① 固定的性別役割分担意識

令和2年(2020年)2月に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」(以下、「住民意識調査」という)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方、すなわち固定的性別役割分担意識については、男女とも『同感しない』が6割を超えています。特に女性で67.3%と高く、平成26年(2014年)9月に実施された前回調査(以下、前回調査という)と比較すると、女性は『同感しない』が7ポイント増加しており、特に女性において固定的性別役割分担を容認しない意識が高まっています。

男女とも年代が高い層では『同感する』が、低い層では『同感しない』割合が高い傾向がみられますが、40代では男性の『同感する』が比較的高いのに対し、女性では『同感しない』が高くなっており、40代では性別による意識の差が大きくなっています。



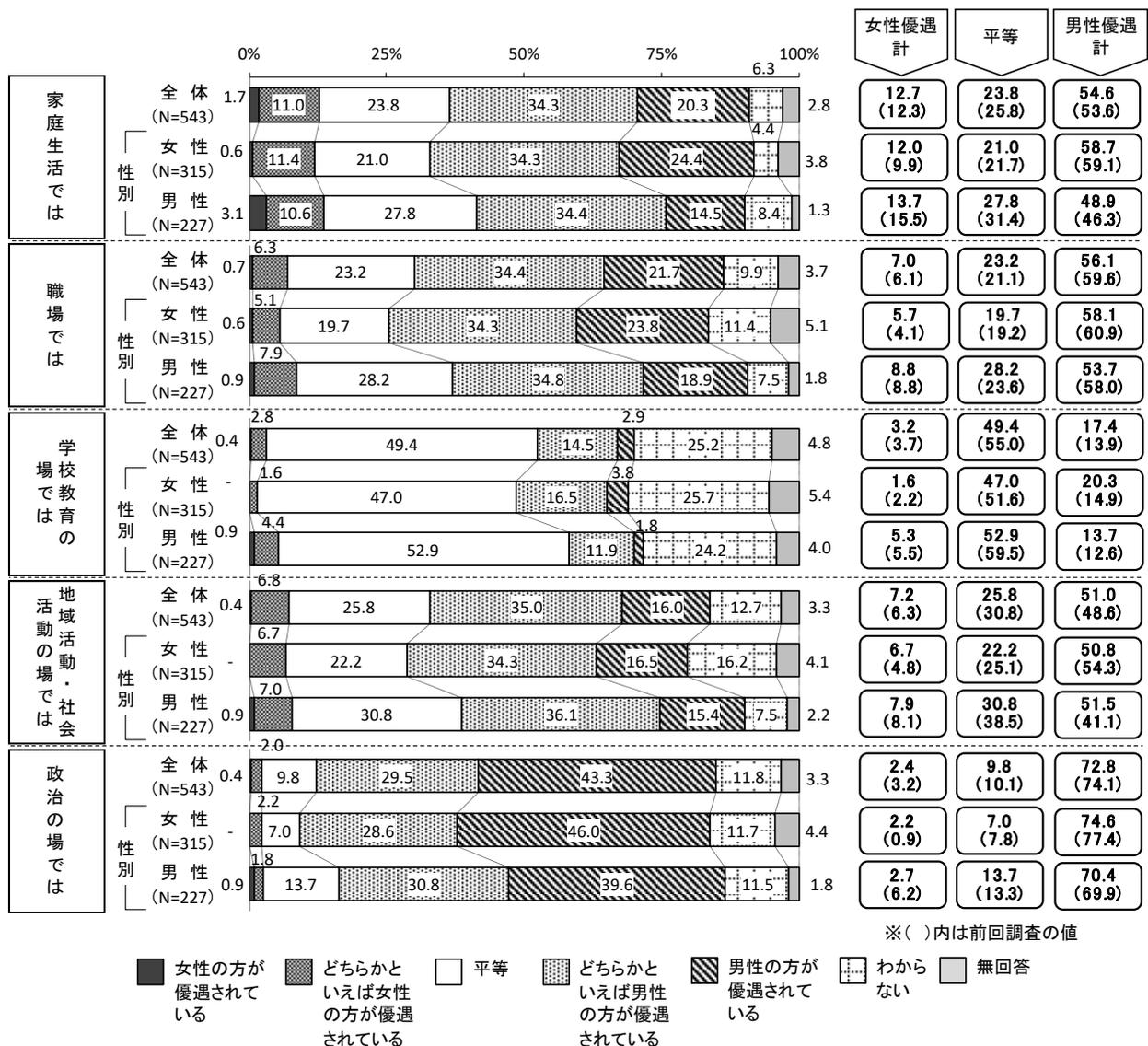
		標本数	同意する (%)	ある程度同意する (%)	あまり同意しない (%)	同意しない (%)	無回答 (%)	計同意する (%)	計同意しない (%)
全体		543	3.5	30.0	34.6	30.2	1.7	33.5	64.8
年代別	女性:20代	23	-	21.7	30.4	43.5	4.3	21.7	73.9
	女性:30代	55	7.3	21.8	30.9	40.0	-	29.1	70.9
	女性:40代	55	-	25.5	32.7	41.8	-	25.5	74.5
	女性:50代	51	2.0	19.6	43.1	33.3	2.0	21.6	76.4
	女性:60代	60	1.7	31.7	46.7	20.0	-	33.4	66.7
	女性:70歳以上	65	3.1	41.5	30.8	18.5	6.2	44.6	49.3
	男性:20代	14	7.1	14.3	35.7	42.9	-	21.4	78.6
	男性:30代	21	-	23.8	47.6	28.6	-	23.8	76.2
	男性:40代	32	-	43.8	28.1	28.1	-	43.8	56.2
	男性:50代	39	-	23.1	38.5	38.5	-	23.1	77.0
	男性:60代	65	4.6	38.5	35.4	21.5	-	43.1	56.9
男性:70歳以上	50	14.0	34.0	24.0	22.0	6.0	48.0	46.0	
無回答		13	-	30.8	15.4	53.8	-	30.8	69.2

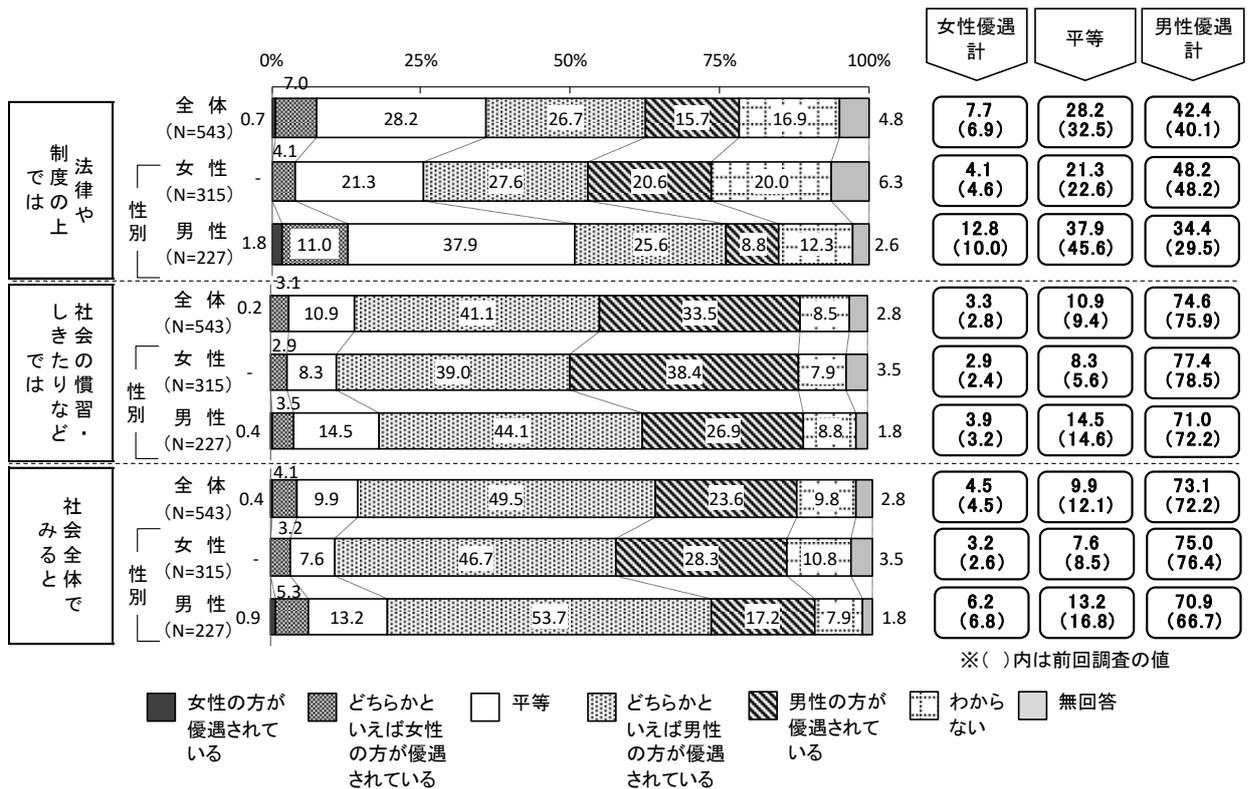
②男女の地位の平等感

社会における男女の地位の平等感については、「学校教育の場」を除くすべての分野で『男性優遇』が「平等」より高くなっており、特に「社会の慣習・しきたりなど」「政治の場」「社会全体」での『男性優遇』が7割を超えて高くなっています。

「職場」「家庭生活」「地域活動・社会活動の場」でも『男性優遇』が5割を超えており、依然として社会において男性優位であると感じている人が多い状態です。前回調査と比較すると、ほとんどの分野で大きな変化はみられず、筑前町において男女の地位の平等感が高まっていないことがうかがえます。

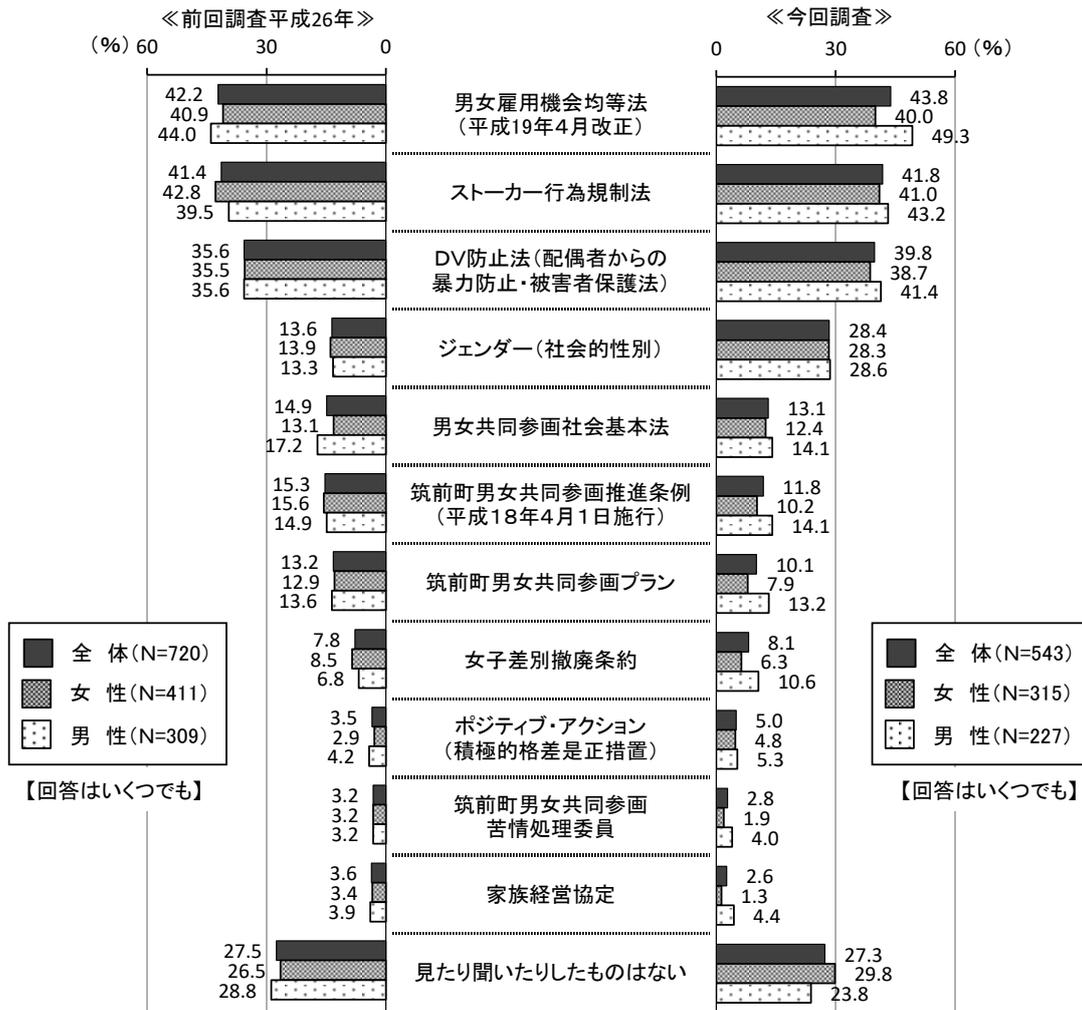
町民の固定的性別役割分担意識は解消されつつありますが、男女の地位が平等になっているという認識は高まってはいません。また、性別や年代による意識の差が大きく、男性や若年層に向けた意識啓発が望まれます。さらに、意識だけではなく性別による役割分担の見直し等、家庭や地域などの身近な場をはじめとして男女共同参画を進めることが今後さらに求められます。





③男女共同参画に関する施策の認知

男女共同参画社会に関係する法律や条例、用語等の認知については、「男女雇用機会均等法」「ストーカー行為規制法」「DV防止法」は、4割前後が認知しています。筑前町の取組である「筑前町男女共同参画推進条例」「筑前町男女共同参画プラン」は約1割、「筑前町男女共同参画苦情処理委員」は2.8%と低く、筑前町の取組が町民に十分伝わっていないことがわかります。前回調査と比較すると、「DV防止法」「ジェンダー」の認知度が高まった反面、「筑前町男女共同参画推進条例」「筑前町男女共同参画プラン」はわずかに認知度を下げています。また、地域づくり実行委員会で行っている男女共同参画の「寸劇」についても、1割台半ばの認知度となっており、せっきくの取組が広く知られていない状況です。筑前町の男女共同参画に関する取組や施策について、より一層周知啓発することが必要です。



●筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」とは

筑前町民を対象として男女平等に関する意識と実態を把握し、第4次プランにおいて「男女共同参画社会」の実現に向けて推進する施策検討のための基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

●調査の概要

- ✓調査地域 筑前町全域
- ✓調査対象者 20歳以上の男女1,500人
- ✓回収数 有効回収数543人(36.2%)
- ✓調査方法 郵送法
- ✓抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- ✓調査期間 令和2年(2020年)

2月1日～21日

- ✓主な調査項目 男女平等に関する考え方、家庭生活や子育て、老後について、職業について、社会活動などへの参加・参画について、暴力などの人権侵害について、男女共同参画社会の実現について



第2章

プランの 基本的考え方

第2章 プランの基本的考え方

1 プランの趣旨と位置付け

(1) プランの趣旨

筑前町では、全ての町民が性別にとらわれることなく、お互いを尊重しあうことができるように、町民の理解を深めながら、町のあらゆる場で男女共同参画の実現を目指して、「筑前町男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組を行ってきました。しかし、急速な少子高齢化や家族形態の多様化、就業形態の多様化など社会経済情勢の変化やDV防止法、女性活躍推進法等の男女共同参画関連法や制度の改正、新たに取り組むべき課題の浮上など社会全体の変化に対応した施策の推進が求められています。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）における「ジェンダー平等の実現」に基づき、国の第5次男女共同参画基本計画においても、ジェンダー平等を目指して全国的に持続可能なまちづくりの取組が求められているところです。

住民意識調査では、固定的性別役割分担意識について『同感しない』人がこの5年間で増加しており、住民の性別役割分担意識は解消されている傾向がみられます。しかしながら、家庭や政治、社会通念、慣習、しきたり、地域活動等多くの場において男女の地位が平等になっているという認識は高まっていません。依然として男女共同参画社会の実現に向けて多くの課題が残されているといえます。

そこで、新たな「第4次筑前町男女共同参画プラン」を策定し、筑前町における男女共同参画の実現に向けてさらに取組を進めます。

(2) プランの位置付け

- 本プランは、「筑前町男女共同参画推進条例」第8条に規定された基本計画として、条例の基本理念、責務等を踏まえたプランとして、策定しています。
- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画として、男女共同参画に関する様々な施策を総合的、計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的として策定したものです。
- 本プランは、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定の基づく市町村推進計画として位置付けます。
- 本プランは、筑前町の最上位計画である「筑前町総合計画」の部門計画として位置付けられ、「筑前町子ども・子育て支援事業計画」や「筑前町老人福祉計画及び介護保険事業計画」等、他の分野別計画とも連携し、筑前町の男女共同参画推進の各施策を総合的かつ計画的に推進するために、各施策の方向性と内容を明らかにするものです。

2 プランの期間

本プランの期間は、令和3年度～令和7年度（2021年度～2025年度）までの5年間とします。また、プランの最終年度である令和7年度（2025年度）に見直しを行います。



3 筑前町の目指す将来像と基本目標

（1）将来像

我が国では日本国憲法において、すべての国民は個人として尊重され、法の下に平等であり、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であるとされています。だれもが、性別に関わりなく差別されることのない平等な存在です。

筑前町においても、性別等によって差別や困難に直面することがないように、一人ひとりの個性や能力が存分に発揮できる環境整備を行い、活力ある社会を実現していかなければなりません。

すべての町民が自らを誇り、互いの性を思いやり、対等なパートナーシップのもと、自分らしく、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を目指して、第4次筑前町男女共同参画プランの将来像として

ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町

を掲げて、筑前町の男女共同参画社会づくりを推進します。

(2) 基本目標

本プランにおいて筑前町の目指す将来像の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げて取組を進めます。

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

国の第5次基本計画では、性別に関わりなくそれぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べる男女共同参画社会を実現していくうえで、無意識のうちに根付いている性別による差別や区別が障壁となることが指摘されています。筑前町においては、意識改革に向けた多様な取組を進めており、住民意識調査では、“男は仕事、女は家庭”という性別役割分担に反対する人が6割を超えており、これまでの取組が一定の成果を得たと考えられます。

今後は、無意識に根付いている偏見をなくすことが特に重要となります。町民一人ひとりが男女共同参画社会についての理解を深め、お互いが尊重し合う社会的意識を醸成していきます。家庭や地域、学校等あらゆる場において、性別にとらわれない意識づくりのための教育や学習を充実していきます。

■主要課題1 男女共同参画社会づくりのための意識改革

■主要課題2 男女平等教育の推進

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

これまでの地域の慣習を変え、平等感を高めるためには、女性が主体的に様々な地域活動の決定の場へ参画することが重要です。また、町の施策を決定する場にも町民の半分を占める女性の意見が反映できるように審議会等委員の女性の割合を高める必要があります。

住民意識調査によると、地域活動・社会活動の場が男女平等であると考える人は前回調査から減少し25.8%にとどまりました。地域活動は多くの女性たちに支えられていますが、方針決定する場に女性は男性と対等に参画できていない状況がみられます。

これまでに引き続き、女性が決定の場に参画する必要性を啓発し、女性の意識改革を進めるとともに、行政区や各種団体の役員、審議会等への女性の参画に向けて、人材の発掘と育成に努めます。また、町民による主体的な啓発活動を促進するなどして、男女共同参画の視点による様々な地域や団体の活動を支援していきます。

■主要課題1 地域の中での男女共同参画の推進

■主要課題2 政策方針決定の場への女性の参画推進

基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

平成 27 年（2015 年）に女性活躍推進法が制定され、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境づくりに向けた取組が強化されることとなりました。また、国の第 5 次基本計画では、男女共同参画は男性にとっても重要であり、男女共同参画や女性活躍の視点を職場、企業のみならず、家庭や地域等生活の場に広げることが重要であるとしています。

住民意識調査によると、依然として女性が子育てや介護の多くを担っている現状がみられ、固定的な性別役割分担に基づくこれまでの社会の仕組みを変えて、男女がともに多様な生き方を選べる環境を整備していかなければなりません。

子ども・子育て支援事業や介護を必要とする世帯への支援施策をより充実させ、仕事と家庭生活が両立できる体制を整えます。また、起業や再就職に向けた能力開発講座や機会の提供を行います。事業者には、男性の育児・介護休業の取得、女性の管理職への就任等の職域拡大について啓発し、男女共同参画の実現を目指します。

■主要課題 1 多様な生き方を支援する環境づくり

■主要課題 2 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくり

基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できるくらしづくり

DV やセクシュアル・ハラスメント^(※)等の暴力は重大な人権侵害であり、決して許されないものです。女性に対する暴力の防止と被害者支援の取組を推進し、あらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化することは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりの前提と言えます。

筑前町においては、DV 対策を始め、暴力のない社会を目指して多様な施策を実施してきました。しかし、住民意識調査によるとDV防止法やストーカー行為規制法の認知は4割前後となっていました。また、セクハラやDVの被害を受けた人も存在していることがわかりました。今後も暴力の根絶に向けて、相談支援体制の充実や暴力防止についての意識啓発が重要です。

また、男女が対等なパートナーとして、女性の妊娠・出産に伴う健康や女性の自己決定権が尊重されるよう、男性自身の健康への関心が高まるよう、意識啓発や支援を進めていきます。さらに、高齢者や障がい者等社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、自立し、誇りと希望を持って生活することができるよう、適切な支援を進めていきます。

■主要課題 1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護

■主要課題 2 男女の生涯を通じた心身の健康支援

■主要課題 3 高齢者・障がい者等が充実した生活を送るための支援

筑前町男女共同参画推進条例の基本理念

平成18年3月14日条例第1号

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会を確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (5) 教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6) 男女が、生涯にわたり対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

4 プランの体系

将来像	基本目標	主要課題	基本施策	
ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町	I 男女が互いに 尊重しあう 意識づくり 条例の基本理念 (1)、(5)、(8)	1 男女共同参画社会づくり のための意識改革	(1) 男女共同参画を進めるための広報、啓発活動 (2) 家庭、地域における意識啓発 (3) 男女共同参画に関する国際理解および交流の推進	
		2 男女平等教育の推進	(1) 学校等における男女平等教育の推進 (2) 教職員、社会教育指導者等への意識啓発	
	II 男女がともに 支えあうまち づくり 条例の基本理念 (2)、(3)	1 地域の中での男女共同 参画の推進	(1) 地域社会活動への男女共同参画の促進 (2) 地域活動団体等の育成、支援 (3) 地域防災における男女共同参画の推進	
		2 政策方針決定の場への 女性の参画促進	(1) 女性リーダー等の人材の育成 (2) 各種審議会等への女性参画の推進	
	III 男女がともに 多様な生き方を 選べる環境 づくり 条例の基本理念 (3)、(4)	1 多様な生き方を支援する 環境づくり (女性活躍推進法)	(1) 子育て、介護と就労との両立支援 (2) ひとり親家庭への支援	
		2 男女がともに能力を發揮 できる就労環境づくり (女性活躍推進法)	(1) 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進 (2) 事業者等への啓発と制度の定着促進 (3) 就業能力開発、再就職支援	
	IV 男女がともに 豊かで安心 できる暮らし づくり 条例の基本理念 (6)、(7)	1 あらゆる暴力の排除と 被害者の保護 (DV防止法)	(1) DV被害者支援体制の整備 (2) DV防止等、あらゆる暴力防止に向けての啓発 (3) 学校・職場・地域でのハラスメント防止	
		2 男女の生涯を通じた 心身の健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援 (2) 母性の保護と母子保健対策の推進	
		3 高齢者・障がい者等が 充実した生活を送る ための支援	(1) 高齢者・障がい者等配慮を必要とする人と 支える人への支援 (2) 高齢者・障がい者等の社会参画への促進	
	男女共同参画プランの推進			

5 第4次プランとSDGsとの関連性

SDGsでは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを理念として令和12年（2030年）までの包括的な17のゴール（目標）を定めています。本町の男女共同参画の推進においてもジェンダー平等の視点を確保し、あらゆる施策に反映していくことが求められています。

第4次プランでは、17のゴールのうち以下のゴールと関連しています。

■本プランと関連するSDGs

	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する

■基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するSDGs
基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり	  
基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり	  
基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり	   
基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できる暮らしづくり	    
男女共同参画プランの推進	



「食の都ちくぜん」マスコットキャラクター“ちくちゃん”

第3章

重点的な取組と 成果指標

第3章 重点的な取組と成果指標

1 重点的な取組

男女共同参画推進審議会による意見をもとに、これまでの取組や住民意識調査の結果を踏まえて、筑前町の男女共同参画推進における重点課題を以下のとおり定めて、今後5年間の取組を進めます。

1. 男女共同参画への意識の向上を図る

1) 地域活動団体への啓発活動の取組

地域活動においては、固定的な性別役割分担を反映した制度や慣行が依然として残っており、女性の決定の場への参画を阻んでいます。地域で活動する団体に対して男女が対等に参画できるよう意識改革を促進する啓発に取り組みます。

2) 学校における男女共同参画の教育推進

教育は子どもの意識の形成に重要な役割を果たすため、学校において性別にとらわれず一人ひとりの自尊感情を高める人権尊重を基本として、男女共同参画を推進する教育を行います。

3) わかりやすい広報・啓発活動の取組

町では学習会や出前講座等男女共同参画に関する啓発活動を進めてきましたが、男性、子育て世代等の参加が少ないという課題があります。これらの層を対象に、男女共同参画を自身の身近な課題と感じ関心が高まるよう、わかりやすい広報や参加しやすい啓発を工夫して実施します。

2. 政策方針決定の場への女性の参画促進

1) 女性リーダー等の人材育成

指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力と高めまます。地域活動や各種団体等で、女性が個性と能力を発揮しリーダーとして活躍できるよう、男女共同参画センターで女性のスキルアップセミナー等を開催します。

2) 各種審議会等への女性参画の推進

これまで、女性の意見を町政に反映させるために、委員公募制度や人材リストを活用するなどして町が設置する審議会等に女性比率が高まるよう取り組んできました。今後ともこれらの取組を継続するとともに、女性の決定の場へ参画する意義への理解を深める啓発を進めます。

2 成果指標

筑前町の男女共同参画社会づくりをより効果的に進めるために以下の成果指標を設定します。成果指標は年度ごとに評価を行い、さらに第4次プランの最終年度に総合的な評価を行います。

No.	指標名	実績 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
—	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の考え方に「同感しない」割合	64.8%	70.0%
1	筑前町男女共同参画推進条例の認知度	11.8%	20.0%
2	男女共同参画に関する情報の町広報やホームページ掲載回数	年12回	年12回
7	男性の生活自立支援のための実施講座数	2講座	2講座以上実施
14	行政区の役員に占める女性の割合	14.2%	25.0%
17	女性スポーツ推進委員の登用率	33.3%	40.0%以上
19	女性消防団員の人数	8人	12人
21	男女共同参画セミナーの実施講座数	4講座	4講座
22	女性の人材リストの登録人数	29人	35人以上
24	各種審議会等の女性登用率	42.0%	42.0%以上
27	子育て応援宣言企業数	18件	25件
37	女性農業者の研修会の開催回数	1回	年1回以上
38	家族経営協定を結ぶ家族数	1件	年1家族以上
42	男女共同参画推進事例の広報紙への掲載回数	年1回	年2回
44	就業(資格習得)、再就職支援講座の実施講座数	4講座	2講座以上実施
45	起業支援講座の講座数	実施なし	年1講座
49	関係職員へのDV等研修回数	6回	年1回
54	教職員対象のセクハラ等防止研修回数	1回	年1回
55	ハラスメント防止について町広報やホームページ掲載回数	1回	年1回
58	健康診査受診率	42.5%	65.0%
63	乳幼児健診受診率	100.0%	95.0%以上
64	こんにちは赤ちゃん訪問実施率	96.7%	95.0%以上
71	男女共同参画に関する住民意識調査の実施	実施	令和6年度実施
73	男女共同参画センター「リブラ」の認知度	41.3%	50.0%
79	男性職員の育児休業取得率	20.0%	30.0%
79	管理職に占める女性職員の割合	31.6%	30.0%